

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に係る確認書

消防法施行令第4条及び消防法施行規則第3条の3に定めるとおり、統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について、(統括防火管理者名) _____ は、(建物名称) _____ の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な下記の権限及び知識を有する者として認める。

記

第1 全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限

管理権原者から防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

- (1) 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び変更に関する権限
- (2) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うにおいて必要があると認める場合の、防火管理者に対する必要な措置を講ずる指示に関する権限
- (5) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う権限

第2 全体についての防火管理上必要な業務の内容

管理権原者から防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容の説明を受け、十分な知識を有していること。

- (1) 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うにおいて必要があると認める場合の、防火管理者に対する必要な措置を講ずる指示に関すること。
- (5) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関すること。

第3 全体についての防火管理上必要な事項

管理権原者から防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項の説明を受け、十分な知識を有していること。

- (1) 防火対象物の位置、構造及び設備等の状況
- (2) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項